

令和4年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について

1 定員設定の基本的考え方について

- ・各学校が実施した就学相談会への参加状況で把握した入学希望者数を基準とする。
※就学相談会の参加者がいない場合も、最低限の学級、定員を設ける。
- ・全員の入学を想定し、学校ごとに学科及び学級区分に応じて学級数を設定し、下記の基準を満たすように定員を設ける。
※定員基準：1学級あたりの生徒数×学級数=入学定員 \geq 入学希望者数
※1学級あたりの生徒数：単一障がい学級8人・重複障がい学級3人（標準法）

2 令和4年度入学定員案について

（1）高等部

視覚障がい4学級・22名、聴覚障がい9学級・47名、知的障がい47学級・236名
肢体不自由7学級・31名、病弱5学級・25名とし、合計72学級・361名とする。

（分教室）

- ・松江養護学校安来分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- ・出雲養護学校邇摩分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。
- ・出雲養護学校雲南分教室は普通科単一障がい1学級（定員8名）を設定する。

（訪問学級）※訪問教育の対象となっている生徒で編制される学級

- ・現在、対象の生徒を把握中。
- ・来年2月頃までに対象生徒を特定し、学級を設定する。

（2）専攻科

盲学校3学級・19名、松江ろう学校4学級・22名とし、合計7学級・41名とする。

（3）高等部及び専攻科の合計（上記（1）＋（2））

単一障がい学級33学級・264名、重複学級46学級・138名とし、合計79学級・
402名とする

3 今後の予定

高等部訪問学級の定員を確定した後、来年2月の教育委員会会議において、特別支援学校高等部及び専攻科の定員を定める「県立学校の組織編制に関する規則」（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の改正を付議する。